

## 出雲市農業委員会（第1期）第8回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1. 日時 平成30（2018）年3月26日 午後3時00分 ～午後5時00分

2. 場所 出雲市役所本庁 3階 庁議室

3. 出席委員（24名）

|       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 秦 久光  | 大梶 泰男 | 竹内 辰雄 | 岡 正   | 恩村 光則 | 落合 光啓 |
| 原 孝治  | 津戸 吉博 | 神田 伯  | 佐藤 始  | 小川 義和 | 久野 晴見 |
| 塩野 一男 | 持田 守夫 | 小村 伸治 | 遊木 龍治 | 河原 基  | 佐藤さゆみ |
| 若槻 博美 | 勝田 茂  | 高橋 忠男 | 板垣 房雄 | 勝部 隆司 | 江角 隆雄 |

4. 提出議題

〔1〕報 告

報第19号 会長専決処分の報告

報第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第22号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人について

〔2〕議 案

議第49号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第50号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第51号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第52号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第53号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第54号 農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について

会長あいさつ

5. 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に議席番号15番 小村伸治委員と17番 河原基委員を指名する。

議 長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第19号会長専決処分の報告、報第20号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第21号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第22号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人に

ついて、一括して報告します。

はじめに報第19号「会長専決処分の報告」をいたします。

先ず、第7回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条6件及び農地法第5条14件については、3月12日開催の島根県農業会議第24回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。この内、出雲農業振興地域整備計画の変更等ののちに許可をする案件を除く、農地法第4条1件、農地法第5条3件を、常設審議委員会当日の3月12日付けで許可決定しております。

また、第6回総会で承認いたしました案件の内、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要で、開発行為の許可と合わせて許可した案件、農地法第4条1件と農地法第5条1件を3月20日付けで許可決定いたしております。

以上、報告といたします。

議長 続いて、報第20号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

立花主任 それでは、報第20号について、説明します。報告資料の1ページから4ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は受付番号97番から112番の16件の通知がありました。解約事由は、中間管理事業への変更によるものが2件、借人の都合によるものが4件、耕作者の変更によるものが4件、貸人の都合によるものが1件、5条申請によるものが5件です。

いずれも、農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上報告といたします。

議長 報第21号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

林 主事 それでは、報第21号について、説明します。報告資料の5ページをご覧ください。

農地法第3条の3では、相続や、時効取得など、農地法の許可を要しない権

利取得については、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければならないこととなっています。

この届出につきまして、先月の受付は、受付番号第70番から第78番までの9件でした。取得事由は、9件全てが相続によるものです。なお、今回は届出者からのあっせん希望はございませんでした。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされています関係上、3月16日付けで通知を出しています。

以上報告といたします。

議 長 報第22号農地法第6条の規定による農地所有適格法人について、事務局から報告をお願いします。

柳楽次長 それでは、報第22号農地法第6条の規定による農地所有適格法人について、報告をいたします。

出雲市全域での農地所有適格法人の数については、報告資料10ページの下のところ合計法人数がございまして、93法人となります。こちらの報告一覧の中で色塗りがしてある法人につきましては、過去に農地所有適格法人であった法人が活動休止であったり、農地の耕作権を解除されて農業法人でなくなった団体等を載せております。出雲地域につきましては、平成29年度に入ったところでは、23番と24番の2法人が新規で立ち上げられたものです。平田地域につきましては、18番と19番の2法人が新たに立ち上がっています。斐川地域では、42番の法人が新たに立ち上がった法人です。斐川のところで9番の法人については平成26年後から報告書の提出がないというかたちになっておりますが、こちらについては、農地所有適格法人は農業所得が全体の売り上げの2分の1以上である場合に農地所有適格法人となります。当該法人については、調査をしてみないといけないところもありますが、全体の売上における農業所得の割合が2分の1を超える可能性がある状態で報告書の提出がない、ということも想定されます。代表の方が非常に忙しい方でこちらがお電話したり訪問したときにご商談に出いらっしやったりということがありまして、なかなか会えないという状態です。今後も継続的に調査や訪問を行うことによりまして、農地所有適格法人になるかどうかの確認をとって参りたいと思っております。報告は以上です。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしましたが、ご質問はございませんか。

議長 それではこれより議案の審議を行います。

議第49号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、  
を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

立花主任 議第49号農業経営基盤強化促進法に係る事業計画の決定について説明  
します。

農業委員会は、総会で市が作成する「農用地利用集積計画」を決定すること  
となっており、本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定  
により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否について  
判断を依頼されたものです。

それでは、3月30日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。

お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページ上の表 左側、合計①の欄をご覧  
ください。

|        |       |             |
|--------|-------|-------------|
| 設定合計は、 | 141筆、 | 226,748.74㎡ |
| 新規の設定が | 41筆、  | 48,348.00㎡  |
| 再設定が   | 100筆、 | 178,400.74㎡ |

です。

このうち、相対分（2ページ上の表右側）は35筆、52,188㎡、円滑  
化事業分（3ページ上の表左側）は79筆136,505.74㎡、中間  
管理事業分（3ページ上の表右側）は27筆38,055㎡です。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページ下の表の左側、合計②の欄を  
ご覧ください。

|        |       |             |
|--------|-------|-------------|
| 設定合計は、 | 190筆、 | 216,796.00㎡ |
| 新規の設定が | 70筆、  | 73,107.00㎡  |
| 再設定が   | 120筆、 | 143,689.00㎡ |

です。

このうち、相対分（2ページ下の表右側）は41筆52,931㎡、円滑  
化事業分（3ページ下の表左側）は105筆127,035㎡、中間管理事  
業分（3ページ下の表右側）44筆36,830㎡です。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ一番下左側の計①+②の欄  
をご覧ください。331筆、443,544.74㎡です。

その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに  
権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要  
な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、2月26日の総会で決定しました農地中間管理事業の集積計画につ

きまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は、以上です。

議長 それでは、議題となっております議第49号のうち、9ページの1150-228番、18ページの1350-253番、1350-254番、及び30ページの1350-1040番の4件が農業委員関与案件です。

10番佐藤始委員、15番小村伸治委員、23番勝部隆司委員の3名が関与委員です。

先ず、9ページの受付番号1150-228番を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番佐藤始委員が除斥となります。

議長 本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第49号のうち受付番号1150-228番の案件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって受付番号1150-228番の案件を承認いたします。ここで佐藤委員の除斥を解除いたします。続いて、18ページの受付番号1350-253番及び1350-254番を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、15番小村伸治委員が除斥となります。

議長 本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第35号のうち受付番号1350-253番及び1350-254の案件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって受付番号1350-131番及び1350-134の案件を承認いたします。ここで小村委員の除斥を解除いたします。続いて、31ページの受付番号1350-1040番を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、23番勝部隆司委員が除斥と

なります。

議 長 本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第49号のうち受付番号1350—1040番の案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって受付番号1350—1040番の案件を承認いたします。ここで勝部委員の除斥を解除いたします。続きまして、議第49号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、のうち先議案件の受付番号1150—228番、1350—253番から1350—254番及び1350—1040番の4案件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第49号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、のうち先議案件の受付番号1150—228番、1350—253番から1350—254番及び1350—1040番の4案件を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第49号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、のうち先議案件の受付番号1150—228番、1350—253番から1350—254番及び1350—1040番の4案件を除くすべての案件を承認いたします。

議 長 次に、議第50号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

林主事 それでは、議第50号農地法第3条の規定による申請について説明します。議案の1ページ（申請書事由別説明書）の左側の欄をご覧ください。今月は所有権移転が7件ありました。

個別の事案について説明します。議案の2ページをご覧ください。

なお、議案右端の備考欄に※で記載のあるものは、別段面積の適用の申出があり該当地に限り下限を1aまで引き下げるとの決定がなされたものです。

受付番号59番です。こちらは同一世帯内での共有持分の移転です。譲渡人と譲受人は申請地についてそれぞれ4分の1ずつ持分を有していましたが、高齢により渡人の持分を受人に移転するものです。持分移転後も変わらず、受人およびその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号60番です。譲渡人は会社の仕事が忙しく労力不足であるため、以前より申請地を耕作している受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が畑として野菜を作られる計画です。

受付番号61番です。譲渡人は県外在住で耕作不便のため、隣接地を耕作している農事組合法人に譲渡するものです。受人となる農事組合法人は農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しております。所有権移転後は、受人が耕作している隣接地と一体的に田として耕作する計画です。

受付番号62番です。譲渡人は農業経営の縮小にあたり、所有農地の中で唯一田である申請地を経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号63番です。こちら62番と同様に、譲渡人は農業経営の縮小にあたり、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号64番です。譲渡人は県外在住で耕作不便であるため、渡人の弟であり申請地隣接の宅地に居住している受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が季節野菜を栽培される計画です。

受付番号65番です。譲渡人は遠隔地に在住し耕作不便であるため、申請地付近に居住し経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。また、この案件につきましても、受人が農地所有適格法人の構成員であり、かつ申請地もその農地所有適格法人が賃借権を有していることから、経営面積の算定につきましても自作地に当該法人に受人が貸し付けている農地を加えたものとなっております。所有権移転後は、前述の法人が田として耕作予定です。

以上受付番号59番から65番については3ページの調査書に記載してありますとおり、農地法第3条第2項各号 不許可の該当条項には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 それでは、議題となっています議第50号のうち、2ページの受付番号61番が、農業委員関与案件です。4番岡正委員が関与委員です。

2ページ、受付番号61番を先議案件といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番岡正委員が除斥となります。

- 議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 質問、意見は無いものと認めます。  
そういたしますと、議第50号のうち受付番号61番の案件について、承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全員と認めます。よって受付番号61番の案件を承認いたします。  
ここで岡委員の除斥を解除いたします。  
続きまして、議第50号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、のうち、先議案件の受付番号61番を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 質問、意見は無いものと認めます。  
そういたしますと、議第50号のうち、先議案件の受付番号61番を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全委員と認めます。よって議第50号のうち、先議案件の受付番号61番を除くすべての案件を承認いたします。  
次に、議第51号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。  
事務局から内容について、説明をお願いします。
- 西村主事 それでは、議第51号の4条申請についてご説明いたします。  
議案書は4ページから5ページ、説明資料は1ページから9ページ、参考資料は1ページから10ページになります。  
今月の説明案件は3件ございます。  
なお、4月開催予定の第25回常設審議会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは2件を諮問する予定です。  
それでは、個別の案件について説明します。  
議案書4ページの受付番号46番についてご説明いたします。説明資料の1ページをご覧ください。転用場所は出雲バイパス高松北交差点西側にある畑です。詳細な位置につきましては、説明資料2ページの付近案内図でご確認ください。転用目的は、共同住宅です。面積については、転用面積・全体の事業面



積ともに1, 161㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の区域です。農地区分は第1種農地です。土地利用計画との調整については、平成29年8月に、申請地の農用地区域からの除外申し出があり、12月の総会で審議済みであり、3月末に決定する見込みです。許可該当条項は、施行規則第33条第4号の集落接続に該当します。事業計画について説明します。申請地周辺には学校や商業施設が充実しており、今後も人口増が見込まれることから、自己所有地に共同住宅を建築し、アパート経営を行うものです。申請地に、共同住宅1棟292.78㎡、駐車場20台分のほか物置及び駐輪場等を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1億2000万円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金調達は、借入金で賄う計画で、融資機関の融資予約通知書を確認しています。

次に受付番号48番についてご説明いたします。説明資料の4ページをご覧ください。転用場所は出雲第三中学校北東側にある田です。詳細な位置につきましては、5ページの付近案内図でご確認ください。転用目的は、共同住宅です。面積については、転用面積・全体の事業面積ともに1,236㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の区域です。農地区分は第1種農地です。土地利用計画との調整については、平成23年9月26日付で農用地区域からの除外が決定済です。許可該当条項は、施行規則第33条第4号の集落接続に該当します。事業計画について説明します。申請地周辺には学校や商業店舗が充実しており、今後も人口増が見込まれることから、自己所有地に共同住宅を建築し、アパート経営を行うものです。申請地に、共同住宅2棟412.24㎡、駐車場22台分のほか物置及び駐輪場等を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1億4050万円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金調達は、借入金で賄う計画で、融資機関の融資予約通知書を確認しています。

次に受付番号54番についてご説明いたします。説明資料の7ページをご覧ください。転用場所はJR直江駅東側にある田です。詳細な位置につきましては、8ページの付近案内図でご確認ください。転用目的は、共同住宅です。面積については、転用面積・全体の事業面積ともに2,235㎡です。申請地は、都市計画区域内の第1種住居区域です。農地区分は第3種農地です。許可該当条項は、施行規則第44条第3号の用途地域に該当します。事業計画について説明します。申請地はJRの駅に近く、周辺も宅地化が進み、今後も人口増が見込まれることから、自己所有地に共同住宅を建築し、アパート経営を行うものです。申請地に、共同住宅1棟484.3㎡、駐車場44台分のほか物置及び駐輪場等を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額2億1200万円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金

調達は、借入金で賄う計画で、融資機関の融資予約通知書を確認しています。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。今回申請のありました全11案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第51号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手、全員と認めます。

よって議第51号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

次に議第52号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び関連がございますので、議第53号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

日野主任 それでは、議第52号の5条申請についてご説明いたします。

議案書は6ページから12ページ、説明資料10ページから24ページ、参考資料は11ページから44ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が25件、賃貸借権の設定が4件、使用貸借権の設定が5件で合計34件提出されております。今月の説明案件は5件ございます。

なお、4月開催予定の第25回常設審議会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは10件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。議案書6ページの受付番号127番についてご説明いたします。説明資料の10～12ページをご覧ください。転用場所は神立橋西詰から南西へ直線約350mの、JR山陰本線沿いの田です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積は2,398㎡で、田が2,291㎡、畑が107㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定

する「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、宅地分譲住宅地を造成する計画です。本申請地で9区画の宅地及び位置指定道路を造成するという全体の分譲計画となります。資金計画につきましては、所要資金額6千7百万円で、これに対する資金調達は、全額融資で賄う計画で、計画者の融資証明を確認しています。

続いて、議案書6ページの受付番号129番についてご説明いたします。説明資料の13～15ページをご覧ください。転用場所は、出雲商業高校から北へ約300m行ったところにある畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積は2,017㎡で、全て現況は畑です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、宅地分譲住宅地を造成する計画です。本申請地で8区画の宅地及び位置指定道路を造成するという全体の分譲計画となります。資金計画につきましては、所要資金額3940万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議案書7ページの受付番号133番についてご説明いたします。説明資料の16～18ページをご覧ください。転用場所は陸上自衛隊出雲駐屯地から東に約500m行ったところにある畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『建売分譲』です。転用面積は2,560㎡で、すべて畑です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第1種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、建売分譲住宅地を造成、建設する計画です。本申請地で8区画の宅地及び位置指定道路を造成し、8戸の住宅を建築するという全体の分譲計画となります。資金計画につきましては、所要資金額1億5千万円で、これに対する資金調達は、全額融資で賄う計画で、計画者の融資証明を確認しています。

続いて、議案書8ページの受付番号137番についてご説明いたします。説明資料の19～21ページをご覧ください。転用場所は河南中学校から南に約500m行ったところにある田です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『建売分譲』です。転用面積は2,007㎡で、すべて田です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、

第1種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明します。事業者は、松江市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、建売分譲住宅地を造成、建設する計画です。本申請地で6区画の宅地及び位置指定道路を造成し、6戸の住宅を建築するという全体の分譲計画となります。資金計画につきましては、所要資金額9881万円で、これに対する資金調達は、全額融資で賄う計画で、計画者の融資証明を確認しています。

続いて、議案書9ページの受付番号143番についてご説明いたします。説明資料の22～24Pをご覧ください。転用場所は、斐川町神氷の交通機動隊斐川訓練場の西側にある建設会社の仮設事務所に隣接する4筆の畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『駐車場』です。事業面積は畑2,218㎡と宅地を合わせ5,287.8㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地となります。転用に当たっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明します。事業者は、総合建設業を営む法人です。申請地近くの大企業の増築工事を請け負っており、職員用の駐車場が不足することから127台分の駐車場を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額8,900万円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金調達は、自己資金で賄う計画で、金融機関発行の残高証明書を確保しています。

続いて、議第53号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は13ページ、参考資料は45ページから48ページになります。

今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が1件、所有権の移転を伴わない変更が2件提出されております。なお、所有権移転を伴う変更については、位置図等の参考資料は5条申請の欄に併せて載せています。事業計画変更については、今月分からは説明案件はありません。計画変更に至った理由は議案に記載していますので、ご確認ください。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認の案件が5件ありました。追認案件につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請34件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は

以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第52号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第53号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手、全員と認めます。

よって議第52号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。  
また、議第53号を承認します。

次に、議第54号農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 議第54号、平成30年度農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について、ご説明いたします。議案15ページをご覧ください。

最初に農作業料金についてでございます。農作業料金につきましては、佐田地域、多伎地域及び湖陵地域の料金について、出雲市農業委員会で決定しております。平成30年度の料金につきましては、現在の料金を据え置きとしております。佐田地域及び多伎地域については、トラクターによる耕うんが8,400円、トラクターによる代かきが8,900円、育苗17,500円、田植機による田植え作業が8,800円、コンバインによる刈取り作業が21,600円、もみ運搬は2,300円でございます。湖陵地域については、耕うん9,300円、代かき11,300円、育苗18,000円、田植え9,300円、そして刈取りにつきましては、湖陵地域はもみ運搬込みの料金で23,700円でございます。

この平成30年度農作業料金案を作成するにあたり、出雲、平田、大社、斐川の各地域の決定機関から料金改定に関する検討の状況を伺いました。その結果、平田、斐川以外の地域はまだ正式決定はされていませんが、料金の改定は行わず平成29年度料金を据え置きとする考えのようです。

次に、農業臨時雇用賃金についてでございます。こちらも平成29年度と同額の1日8時間で8,000円、1時間あたり1,000円でございます。なお、8時間を超過する場合には25パーセントを加算します。この割増率も昨

年と変更はございません。この賃金は斐川地域を除く市内全域を適用範囲としております。資料の裏面に、参考として各地域別の料金を掲載しています。

本件につきご承認をいただけましたら、平成30年4月1日からこの料金を適用することとし、農業者等から問い合わせがあった場合にはこの料金でご案内をしております。

最後となりますが、この農作業料金と農業臨時雇用賃金は、作業項目別に一定の条件に基づいた標準的料金、賃金を示すものでございます。個々の契約にあたっては、作業条件などを勘案して双方の合意で決定していただくこととなります。

農作業料金及び農業臨時雇用賃金の説明は以上でございます。

議 長      ご質問、ご意見はございませんか。

勝部委員      23番の勝部でございます。今回旧出雲市農業委員会と旧出雲市斐川町農業委員会が合併して初めて農作業料金等の決定を行うということになります。斐川町においては農政会議という別組織があって、その役員会で項目一つごとに金額が適正かどうか協議をされます。今、事務局から金額の提示がありましたが、今回対象となっている佐田、多伎、湖陵地域については各農業委員さんと改定についての話し合いはできているのでしょうか。それとも、このように総会で議題として出されたものをその場で承認するという流れなのでしょうか。該当地域の農業情勢や料金について地域における一定の影響力も及ぶのではないかと思います。その辺りの経過をお聞かせいただけないでしょうか。また当該地域との調整を行っているかどうか教えていただけますか。

議 長      ありがとうございます。私の担当地域は湖陵ですが、農業委員とJAとが連動して今までは決定しておりました。どちらかというとならJAさんにお任せしています。

勝部委員      事前調整がなされたものを追認するという形であれば問題はないと思いますが、地元での事前調整も無しにこの場で地域外の者が金額を決定してもよいものか、ちょっと言いづらいところもあります。

議 長      他の地域の方はどうですか。

持田委員 14番多伎地区の持田です。農作業料金については私も今知ったところですが、前年と同額であれば特に問題は無いのではと思います。金額を変更する際には細かい理由の説明があると思いますし、その前段階で相談があるのでと思いますが、なにぶん初めて農業委員になりましたので、その辺りのところを教えてくださいたいです。

加えて聞きたいのですが、先程事務局より問い合わせがあった場合は今回決定した額をお知らせするとの説明がありました。広報による周知は考えていらっしゃるのでしょうか。

大野主事 周知につきましては、総会で決まり次第、市の広報誌である「広報いずも」に記事を掲載いたします。同様に市のホームページにも掲載します。

賃金の改定状況については、ここ数年は変動がありません。基本的に地元の農業者さんから何らかの要望、例えば油の値上がりや全般的な物価の上昇など社会的な要因で料金を改定してほしいとの強い要望があれば、状況を考慮しつつ変更を行う考えです。今までこういった要望が特にありませんでしたので、基本的に前年度をベースとして、また他地域の動向を確認しながら確認しております。

議長 佐田地区はどうでしょうか。

板垣委員 22番板垣でございます。佐田町が出雲市と合併する前は、土地の提供者、その土地で耕作する農家さん、それからJAと担い手、当時の佐田町役場が集まり、相談して単価を決めておりました。合併後は、出雲市農業委員会の農政部会で佐田地区の農業委員が複数名在籍しておりましたので、彼らとJAさんの意見を聞いたうえで、農政部会で議題として挙げていたように記憶しています。単価自体は前からの流れが続いていて、大きな変動はなかったように感じます。

議長 その他ご意見、ご質問はありますか。

議長 それでは議第54号農作業料金及び農業臨時雇用賃金について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手、全員と認めます。  
よって議第54号を承認いたします。

予定していた議事は終了しました。

以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。



議長が、総会の閉会を宣する。 午後5時00分

議事に参与した者の職、氏名

川内事務局長、柳楽次長、今岡係長、立花主任、日野主任、西村主事、大野主事、林主事

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員

